**別記**(第10条関係)

貸付料算定基準

第10条に規定する貸付料の算定については、本算定基準によるものとする。

第1　土地又は建物の年間貸付について(土地は消費税相当額を含まないものとし、建物は消費税相当額を含むものとする。)

1　新規貸付料について

当該貸付許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する、相手方の利用目的と類似している用途に供されている賃貸等取引事例により算定する。

なお、これにより難い場合は、貸付許可先例により算定することができるものとする。

2　継続的貸付料について

貸付料について毎年次見直すこととし、新規貸付料に準じて算出する。

3　前年次貸付料との調整

前項により算定した額が、前年次貸付料(前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。)の1.05倍を超えるときは、前年次貸付料の1.05倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

また、前項により算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。

4　その他

建物の一部の貸付を許可する場合において、相手方の従業員、来客等が占用部分のほか、手洗所、廊下その他の共用部分を著しく使用するときは、その利用度の割合に応じて共用部分の貸付料を加算する。

第2　土地又は建物の一時貸付について(消費税相当額を含むものとする。)

1　貸付料について

近隣実例を参考に光熱水料相当額を含む施設ごとの時間単価を設定し、貸付許可時間数により算定する。

第3　土地又は建物以外のものの貸付料

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

第4　本算定基準の特例

1　本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情にそわないと認められる場合には、当該事案が

全国的に統一を図る必要のあるもの又は重要なもの若しくは異例に属するものである場合を除き、学長

が別に貸付料を定めるものとする。

　2　北見工業大学後援会「ＫＩＴげんき会」会員が施設を使用するときの貸付料は別に定める。